

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護  
施設の設備及び運営の基準を定める条例

平成24年12月21日

条例第53号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、社会福祉施設（軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）及び婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準)

第2条 法第65条第1項の条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営の基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第9条第2項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 軽費老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

- 4 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 5 軽費老人ホームの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 6 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 軽費老人ホームの設置者は、省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該軽費老人ホームの職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 8 軽費老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。  
（婦人保護施設の設備及び運営の基準）

第3条 法第65条第1項の条例で定める婦人保護施設の設備及び運営の基準は、次項から第7項までに規定するもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

- 2 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 婦人保護施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措

置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該婦人保護施設の施設長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該婦人保護施設の職員に周知される体制を整備すること。
- (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該婦人保護施設の職員に対して研修を行うこと。

6 婦人保護施設の設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。
- (2) 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
- (3) 当該事故が婦人保護施設の設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

7 前条第2項から第7項までの規定は、婦人保護施設について準用する。この場合において、同条第2項中「サービスの提供」とあるのは「処遇」と、同条第3項中「その長」とあるのは「施設長」と、同条第7項中「省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは「次条第2項」とする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月7日条例第14号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。